

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第七条に規定する公表事項

公共工事の名称	仮称霞ヶ関北市民センター新築外構電気設備工事
公共工事の場所	川越市霞ヶ関北6丁目30番地2
公共工事の種別	電気工事業
公共工事の概要（当初）	仮称霞ヶ関北市民センター新築に伴う外構電気設備工事である。（継続費事業） ・電気設備工事 一式 本工事は、「週休2日制適用工事（現場閉所型）」の対象工事である。
工事着工の時期（当初）	令和 7年 3月18日
工事完成の時期（当初）	令和 7年10月22日
契約の相手方の称号、名称	有限会社戸口電設
契約の相手方の住所	埼玉県川越市笠幡3345-264
契約金額（当初・税込）	16,353,700円
入札参加条件	＜入札参加条件＞ 業種：電気 格付：B 地域要件：市内本店 対象業者：12者
担当課（予算課）	市民部 地域づくり推進課
担当課（工事担当課）	建設部 建築住宅課

変更後の工事完成の時期 ※増減日数	変更なし
変更契約金額（税込） ※増減額	増額 504,900円
変更後の 公共工事の概要	仮称霞ヶ関北市民センター新築に伴う外構電気設備工事である。（継続費事業） ・電気設備工事 一式 本工事は、「週休2日制適用工事（現場閉所型）」の対象工事である。 請負代金額の変更
変更理由	受注者より「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置による請負代金額等の変更の請求があったため。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第七条に規定する公表事項

公共工事の名称	仮称霞ヶ関北市民センター新築外構工事（その２）
公共工事の場所	川越市霞ヶ関北６丁目３０番地２
公共工事の種別	建築工事業
公共工事の概要（当初）	仮称霞ヶ関北市民センター新築に伴う外構工事である。（継続費事業） ・建築工事 一式 本工事は、「週休２日制適用工事（現場閉所型）」の対象工事である。
工事着工の時期（当初）	令和 ７年 ３月１１日
工事完成の時期（当初）	令和 ７年１０月２２日
契約の相手方の商号、名称	東洋建設株式会社
契約の相手方の住所	埼玉県川越市砂新田１－１４－７
契約金額（当初・税込）	121,743,600円
入札参加条件	<入札参加条件> 業種：建築 格付：Ａ 地域要件：市内本店 対象業者：１０者
担当課（予算課）	市民部 地域づくり推進課
担当課（工事担当課）	建設部 建築住宅課

変更後の工事完成の時期 ※増減日数	20日増
変更契約金額（税込） ※増減額	増額 2,816,000円
変更後の 公共工事の概要	仮称霞ヶ関北市民センター新築に伴う外構工事である。（継続費事業） ・建築工事 一式 本工事は、「週休２日制適用工事（現場閉所型）」の対象工事である。 ・仮囲いの追加設置 ・工期の延長（令和７年１１月１１日まで）
変更理由	・関連工事（仮称霞ヶ関北市民センター新築工事（電気・機械設備工事共）、仮称霞ヶ関北市民センター新築外構工事（その１））との兼ね合いから、工事現場内の防犯・安全管理上の配慮が必要となったことから、敷地周りに仮囲いの追加の設置を行うもの。 ・関連工事（仮称霞ヶ関北市民センター新築工事（電気・機械設備工事共）、仮称霞ヶ関北市民センター新築外構工事（その１）、仮称霞ヶ関北市民センター新築外構電気設備工事、仮称霞ヶ関北市民センター新築外構機械設備工事）との取り扱い等から、より安全な施工を確保するため、全体工程の調整を行い、工期を延長するもの。